

「手話は言語」条例化相次ぐ

聴覚障害者ら起草 烧津市議会可決

聴覚障害者らが使う「手話」を、日本語や外国語と同様の「言語」として位置づけ、普及をはかる「手話言語条例」の制定が県内で相次いでいる。焼津市議会では3月、当事者が通訳者と共に起草した条例が可決された。市町では富士宮・浜松・菊川・掛川・御前崎に続き、6例目だ。

言葉は人権の基礎 みんなで理解を

と、傍聴席の起草者は静かに万歳して喜び合った。

条例は手話の普及促進のため、三つの基本事項について



「可決」と手話で伝えられ、焼津市議会の傍聴席でパンザイをする聴覚障害者ら

市町で6例目

大切に受け継いできた言語である」「手話をすることは、あらゆる場面で尊重される」し合う。「手話は、ろう者が見ただ目ではわからない。戸塚さき子さん(61)は「近所の人には会釈した後、話しかけられても、うなづくだけだった。手話が普及すれば、会話が成立するのに」という。

伊東潤さん(57)は「コンビ二で『箸』『袋』『温める』という手話が通じるだけで、だいぶ違う」。岡本仁志さん(48)は「もう学校では相手の唇を読んだり、発音したりする訓練が主

で、きちんと手話を習わなかった。それが健聴者との情報が格差につながっている」と指摘する。

手話通訳者の石田み代里さん(56)は「言葉は人権の基礎。ろう者にとってそれは手話だと聞こえる人にも理解してほしい」と話した。

県も条例を制定 教育や普及図る

県議会も3月16日、手話言語条例を可決した。都道府県では18番目。

比己さん(64)は、通訳者の手に触れる「触手話」で記者会見し、「条例は大きな勇気とり、希望を与えてくれた」と話す。県教育委員会によると、県内には浜松、静岡、沼津の3校教育課は、日本で生活していくには、ます助詞や文法など日本語の大系を身につける必要がある」と説明する。

方針だ。(阿久治悦子)



触手話を通じて記者会見する齊藤正比己さん=県庁

斎藤寛さん(43)は、手話でそう話した。起草には斎藤さんを含む聴覚障害者4人が関わり、議会開幕までに15回の会議を重ねた。3月23日の本会議。訳者が議場で「可決」と訳す

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。